

IASB、「IFRSの年次改善 (2011-2013年サイクル)」を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は2013年12月12日、「IFRSの年次改善 (2011-2013年サイクル)」を公表した。本サイクルの年次改善には、4つの会計基準の改訂が含まれている。

一部の改訂を除き、各改訂の適用日は2014年7月1日であり、早期適用も認められる。

【背景及び適用範囲】

年次改善プロジェクトは、緊急度は低いものの、必要不可欠とIASBが考えるIFRSの改訂を1年間にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。

この年次改善は、年次改善プロジェクト (2011-2013年サイクル) の成果として2012年11月20日に公開草案が公表されており、寄せられたコメントの審議を経て最終化されたものである。

【改訂の要約】

改訂する基準書	改訂の概要	適用日
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」		
IFRS第1号第7項の「有効な」会計基準の意味	<p>背景</p> <p>新しく公表された会計基準がまだ強制適用されていないものの、その早期適用が認められている場合、IFRS第1号第7項で規定されている「最初のIFRS報告期間の期末日現在で『有効な』会計基準」が複数存在することになる (現在強制適用されている会計基準と、強制適用されていないものの早期適用が認められる新しい会計基準)。</p> <p>改訂</p> <p>本改訂により、IFRS第1号の結論の根拠にBC11A項が追加され、新しく公表された会計基準が強制適用されていないもののその早期適用が認められている場合、企業の最初のIFRS財務諸表に新しい会計基準を適用することを認めるものをそれを要求しないことが明確化された。ただし、新しい会計基準を適用する場合には、(新しい会計基準が例外を容認または要求している場合を除き) 最初のIFRS財務諸表で表示される全期間を通じて同じ会計基準を遡及的に適用することが要求される。</p>	結論の根拠の改訂であるため、適用日は定められていない。
IFRS第3号「企業結合」		
共同支配企業 (ジョイント・ベンチャー) の例外規定の範囲	<p>背景</p> <p>IFRS第3号第2項 (a) は、「ジョイント・ベンチャーの設立」をIFRS第3号の適用範囲から除外している。IFRS第11号「共同支配の取決め (ジョイント・アレンジメント)」の公表により、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」が差し替えられた。IAS第31号は、ジョイント・ベンチャーという用語を、①共同支配の事業、②共同支配の資産、及び③共同支配の企</p>	2014年7月1日以降開始する会計年度から将来に向かって適用される。

改訂する基準書	改訂の概要	適用日
	<p>業を含む一般的な意味で用いていたが、IFRS第11号では、共同支配事業(ジョイント・オペレーション)を含まない、特定の種類のジョイント・アレンジメントを意味するように変更された。これにより、IFRS第3号第2項(a)で規定されている、IFRS第3号の適用が除外されている「ジョイント・ベンチャーの設立」の意味を明確化することが求められていた。</p> <p>また、IFRS第3号の適用除外は、ジョイント・アレンジメント自身の財務諸表における会計処理のみを対象としているのか、ジョイント・アレンジメントの各当事者の財務諸表における会計処理についても対象としているかが明確でないという声が寄せられていた。</p> <p>改訂</p> <p>本改訂により、IFRS第3号第2項(a)が改訂され、IFRS第11号において定義されているすべての種類のジョイント・アレンジメントの形成を、IFRS第3号の適用範囲から除外することとされた。ただし、この適用除外は、ジョイント・アレンジメント自体の財務諸表についてのみ有効であり、ジョイント・アレンジメントの各当事者(ジョイント・ベンチャーまたはジョイント・オペレーター)の持分の会計処理には関係がないことが明確化された。</p>	<p>早期適用も認められる。</p>
IFRS第13号「公正価値測定」		
<p>ポートフォリオの公正価値測定に関する例外規定の適用範囲</p>	<p>背景</p> <p>IFRS第13号第48項は、企業が金融資産と金融負債のグループの管理を、市場リスクまたは信用リスクのいずれかに対する正味のエクスポージャーに基づいて行っている場合に、その金融資産と金融負債のポートフォリオの公正価値を純額ベースで測定することを認めるといふ、公正価値測定の例外規定を設けている。IFRS第13号第52項において、この例外規定は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」またはIFRS第9号「金融商品」の適用範囲に含まれる金融資産及び金融負債のみに適用されることとされているが、IAS第32号「金融商品：表示」における金融資産または金融負債の定義を満たさないものの、IAS第39号またはIFRS第9号において金融商品のように取り扱われる契約(例：現金または他の金融商品で純額決済される非金融商品の売買契約)についてもこの例外規定が適用されるか否かについて質問が寄せられていた。</p> <p>改訂</p> <p>本改訂により、IFRS第13号第52項が改訂され、ポートフォリオの公正価値測定に関する例外規定を、IAS第32号における金融資産または金融負債の定義を満たすか否かに関係なく、IAS第39号またはIFRS第9号の適用範囲に含まれるすべての契約に適用することが明確化された。</p>	<p>2014年7月1日以降開始する会計年度から将来に向かって適用される。</p> <p>早期適用も認められる。</p>
IAS第40号「投資不動産」		
<p>IFRS第3号「企業結合」とIAS第40号「投資不動産」の関係の明確化</p>	<p>背景</p> <p>不動産(特に、付随サービスに重要性がない不動産)の取得が、投資不動産の取得であるのか、IFRS第3号が適用される事業の取得であるのかを判断するにあたり、IAS第40号とIFRS第3号との関係が明確でないという指摘がなされていた。</p> <p>改訂</p> <p>本改訂により、IAS第40号に第14A項が追加され、以下の内容が明確化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 投資不動産の取得が、単一の資産(資産グループ)の取得であるか、IFRS第3号の適用範囲内の事業結合であるのかを決定するには、判断が必要である。 	<p>2014年7月1日以降に取得した不動産について、将来に向かって適用される。ただし、十分な情報を入手できる場合は、本改訂を適用する会計年度より前に取</p>

改訂する基準書	改訂の概要	適用日
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業結合であるか否かを判断する際には、IFRS第3号の規定を参照する。 ■ IAS第40号の第7項から第15項は、投資不動産と自己使用不動産とを区別するための規定であり、不動産の取得が、IFRS第3号に定義される事業結合であるか否かを決定するものではない。 ■ 特定の取引が、IFRS第3号に定義される事業結合と、IAS第40号に定義される投資不動産の両方の定義を満たすか否かを決定する際には、両基準をそれぞれ適用する。 	<p>得した不動産について遡及的に適用することが認められる。</p> <p>早期適用も認められる。</p>

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRS本部 IFRS Information Desk

e-Mail: AZSA-IFRS@jp.kpmg.com

www.azsa.or.jp/ifrs/

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.